

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳） よくある質問

Q1 この台帳は何ですか？

A1 本台帳は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）第 116 条に基づく土壌汚染状況調査が実施され、江東区に報告のあったもののうち、基準不適合であったものについて区が調製・公開する台帳です。

平成 31 年 4 月 1 日以降に廃止・調査した事業場について公開されます。

なお、調査対象となるのは当該事業場で取り扱いのあった特定有害物質です。

Q2 この台帳に掲載されていない土地は土壌汚染がないということですか？

A2 本台帳の情報は、当該土地の土壌汚染の有無を保証するものではありません。

江東区が所管しない土壌汚染情報（環境確保条例第 116 条以外の土壌汚染関係法令に基づく調査、自主的調査、不動産取引に伴い実施した調査等）は、この台帳に掲載されておられません。

また、本台帳は、環境確保条例の規定に基づき江東区に届出のあった時点での情報であり、現在の土地の状況と異なる場合があります。

Q3 もう少し詳しい情報はありますか？

A3 本ホームページでは概要のみ掲載しております。詳細な情報は江東区防災センター 6 階 8 番環境保全課調査係職員にお尋ねください。